

湘南医療大学入学検定料及び学生納付金並びにその他費用に関する規程

[平成27年4月1日]

[平成31年3月20日改正]

(趣旨)

第1条 この規程は、湘南医療大学（以下「本学」という。）学則第52条に基づき、本学の入学検定料及び学生納付金について定める。

(定義)

第2条 入学検定料とは、入学試験の出願に際し納付する料金をいう。

2 学生納付金とは、次の各号に定める料金をいう。

- (1) 入学金
- (2) 授業料
- (3) 実験実習費
- (4) 施設設備費

3 前項に定めるもののほか、保健医療学部看護学科において「保健師履修コース」を履修した者は、別表1に定める「履修費」を学生納付金に含めるものとする。

(入学検定料及び学生納付金の額)

第3条 入学検定料及び学生納付金の額は、別表1及び別表2のとおりとする。

(学生納付金の納付)

第4条 学生納付金は、原則として当該年度の学生納付金を前期と後期の2回に分けて納付する。

2 前項に規定する学生納付金の納付期限は、前期については当該年度の前年度の3月31日、後期については当該年度の9月30日とする。

3 第1項に規定する前期及び後期の学生納付金の額は、別表3のとおりとする。

4 前期における後期納入分の学生納付金の納入は、これを妨げない。

(学生納付金の延納及び分納)

第5条 経済的理由により、学生納付金を第4条第2項に定める期限までに納付することが困難な者に対して、延納又は分納を許可することがある。

(延納及び分納の手続き)

第6条 学生納付金の延納及び分納を希望する場合は、所定の書類を第4条第2項に定める納付期限の1ヶ月前までに提出しなければならない。

(滞納処分)

第7条 前条に規定する手続きを経ることなく学生納付金を滞納した場合には、次の各号に掲げる資格を停止する。

- (1) 授業への出席及び定期試験等を受験すること
- (2) 本学が発行する証明書及び学校学生生徒旅客運賃割引証の発行を受けること
- (3) その他学内の施設設備を利用すること

2 学生納付金の督促を受けた者が指定された期限までに納付しない場合は、学則第43条第1項の規定により除籍とする。

(免除)

第8条 一般入学試験において、成績優秀者に対して、特待生として1年次授業料半額を免除する。

- 2 卒業要件単位不足による卒業留年者のうち、前期又は、後期のみ授業科目を履修することにより、卒業に必要な単位数を修得する者は、当該年度の当該期以外の学生納付金を免除する。

(退学等の場合の学生納付金)

第9条 学年の中途において退学及び休学並びに転学する者、又は、休学及び停学並びに退学を命ぜられた者については、当該期の学生納付金を納めなくてはならない。

ただし、期を通して休学する者は、学生納付金を免除し、在籍料として 30,000 円（半期）を納付するものとする。

- 2 休学及び停学より復学する者は、その日付が属する期からの学生納付金を納めなくてはならない。

(納付金等の不返還)

第10条 既に納付された学生納付金は、次の各号に掲げる場合を除き返還しない。

- (1) 明らかに重複または超過納入になった分のある場合。  
(2) 入学予定者が3月31日までに入学辞退を申し入れた場合。但し、入学金は返還しない。

(その他費用について)

第11条 入学検定料及び学生納付金とは別に、教科書代・ユニフォーム代・教材費・各種証明書発行料等のその他の費用については、運営管理会議の議を経て理事長が定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、管理運営会議の議を経て理事長が決定する。

## 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。